

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十六号

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例を廃止  
する条例

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例（平成十四  
年聖籠町条例第十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。